

大学等の「復興知」を活用した地域共創人材育成・定着推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構（以下「機構」という。）は、大学、大学院、短期大学、高等専門学校（以下「大学等」という。）が、浜通り地域等において、市町村や企業等と連携した特色ある教育研究プログラムを開発・実施することを通じて、福島イノベーション・コースト構想を支える人材を育成するため、大学等に対し、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助の対象及び補助額)

第2条 補助金は、大学等の「復興知」を活用した地域共創人材育成・定着推進事業を行う場合に当該事業に要する経費について、機構が大学等に補助するものとし、その対象経費及び補助額は、別表のとおりとする。

(申請書の様式等)

第3条 申請書は、第1号様式によるものとし、その提出期限は、公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構理事長（以下「理事長」という。）が別に定める日とする。

2 補助金の交付を受けようとする者は、理事長が別に定める日までに申請書及び申請書に添付すべき書類1部を理事長に提出しなければならない。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の減額申請等)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金の申請を行うに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により仕入に係る消費税及び地方消費税として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

2 補助金の交付を受けようとする者は、交付要綱第13条の規定に基づき実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(交付の決定)

第5条 理事長は、第3条の交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を補助金の交付を受けようとする者に通知するものとする。

2 理事長は、前項の交付の決定を行うに当たっては、前条第1項本文の規定により補助金に係る消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して補助金の交付の申請がなされたものについては、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して交付の決定を行う

ものとする。

(申請の取り下げ)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金の交付の決定の内容又はこれに附された条件に不服があるときは、申請の取り下げをすることができる。

2 前項の取り下げをしようとするときは、当該通知を受理した日から起算して10日以内にその旨を記載した書面を理事長に提出しなければならない。

(補助事業の変更、中止又は廃止)

第7条 補助事業者は、補助事業の内容及び経費の配分を変更しようとするとき、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ、変更・中止・廃止承認申請書(第2号様式)を理事長に提出し、その承認を得なければならない。ただし、補助事業の目的を変えないで、次に掲げる軽微な変更の場合についてはこの限りではない。

一 補助金の交付決定額に影響を及ぼすことなく、その変更が補助目的の達成をより効率的にする場合

二 各補助対象経費について、補助金の交付決定額に影響を及ぼすことなく、各補助対象経費の額を、補助金の交付決定額の20%以内で増減する場合

2 理事長は、前項の承認をする場合において必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を附すことがある。

(事業遅延の届出)

第8条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、事業遅延届(第3号様式)を速やかに理事長に提出してその指示を受けなければならない。

(概算払)

第9条 理事長は、必要があると認めるときは、この要綱に定める補助金について概算払の方法により補助金の交付をすることができる。

2 前項の規定に基づき補助金の概算払を受けようとするときは、補助金概算払請求書(第4号様式)を理事長に提出しなければならない。

(経費の効率的使用等)

第10条 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

(状況報告)

第11条 補助事業者は、補助事業の実施状況を理事長から求められた場合は、実施状況報告書(第5号様式)により速やかに理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、補助事業に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者の補助事業の遂行に立ち合い、実施状況を確認することができる。

(完了報告)

第12条 補助事業者は、当該事業が完了したときは、速やかに完了報告書（第6号様式）を理事長に提出しなければならない。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業を完了（廃止の承認を受けた場合を含む）した場合にあっては、事業完了若しくは廃止の承認があった日から起算して1か月を経過した日、又は理事長が別に定める日のいずれか早い日までに実績報告書（第7号様式）を理事長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、実績報告書の提出期限につき、理事長の別段の承認を受けたときは、その期限によることができる。

(補助金の額の確定)

第14条 理事長は、前条の規定による補助事業の完了若しくは廃止に係る実績報告書の提出を受けた場合において、その実績報告書の審査及び必要に応じて行う調査により、補助事業の実施結果が補助金の交付の内容及びこれに附付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

2 理事長は、前項の規定により補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の交付の請求)

第15条 前条の補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、補助金交付請求書（第8号様式）を速やかに理事長に提出しなければならない。

(交付決定の取消等)

第16条 理事長は、第7条の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合及び次の各号の一に該当する場合には、第5条の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

一 補助事業者が、法令、本要綱、補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件又は法令若しくは本要綱に基づく理事長の処分若しくは指示に違反した場合

二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、虚偽、その他不適当な行為をした場合

- 四 補助金の交付の決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 理事長は、前項の規定により第5条の交付の決定の取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 理事長は、第1項第1号から第3号までの理由により前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項に基づく補助金の返還については、第14条第3項の規定を準用する。

(知的財産権の報告)

第17条 本事業により得られた成果に係る特許権その他の知的財産権を取得した場合には、速やかに知的財産権報告書（第9号様式）を理事長に提出しなければならない。

(財産の管理等)

- 第18条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 理事長は、補助事業者が取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部または一部を機構に納付させることができる。

(財産処分の制限)

- 第19条 取得財産等のうち補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第13条第4号の規定により、文部科学大臣が定める機械及び重要な器具は、取得価格又は効用の増加価格が1個又は1組50万円以上の機械及び重要な器具とする。
- 2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条に定める財産の処分を制限する期間は、文部科学大臣が別に定める期間とする。
- 3 補助事業者は、前項により定められた期間中において、処分を制限された取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供しようとするときは、財産処分承認申請書（第10号様式）若しくは財産処分報告書（第11号様式）を理事長に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。
- 4 前条第2項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第20条 補助事業者は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書（第12号様式）を理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額に相当する額の全額又は一部の返還を命じることができる。

(会計帳簿等の整備等)

第21条 補助金の交付を受けた補助事業者等は、補助事業以外の経理と明確に区分し、補助金の収支の状況を会計帳簿その他の書類によって明らかにしておくとともに、当該帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか、補助金の取扱いに関し必要な事項は、その都度別に定めるものとする。

附則

この要綱は、令和8年4月10日から施行し、令和8年4月10日から適用する。

別表

補助対象経費	内訳	補助率
物品費	設備備品費、消耗品費	10 / 10 以内
人件費・謝金	人件費、謝金	
旅費	旅費	
その他	外注費、印刷製本費、会議費、通信運搬費、光熱水費、その他（諸経費）、機構が認めた経費	

上記内訳に掲げる経費は、

- 選定された取組における教育研究活動プログラムにのみ使用される経費であること
 - 大学等における組織的・継続的な教育研究活動プログラムに係る経費であること
 - 補助事業者が適正かつ明瞭に執行管理する経費であること
- などに留意し、計上すること。